

第 25 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和4年7月 27 日

午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
岡林 牧人	齋木 弥	吉田 真利子	鈴木 和幸
江上 真一	小林 武	八幡 健誠	渡邊 雄一郎

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第 98 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 99 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 100 号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 101 号 農用地等の利用調整申出について

議案第 102 号 現況証明願いについて

議 長 それではただいまより第 25 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。まず日程 1、議事録署名委員の指名については、5番、齋木委員さん、6番、新木委員さん、よろしくお願ひいたします。日程2、会期の決定でございますが、本日1日限りでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日1日限りといたします。次、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程4、会務報告局長より報告お願ひいたします。

事 務 局 それでは私の方から、第 24 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず整理番号1番ですが、6月 13 日に、第 24 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名と事務局が出席しております。続きまして整理番号2番ですが、6月 14 日から 15 日の期間で、第 43 回北海道農業者年金協議会総会および一般社団法人北海道農業会議第 93 回総会が札幌市で開催されており、塩沢会長が出席しております。続きまして整理番号3番ですが、7月 11 日に現地調査が、釧路奥春別地区で、第 2 ブロックの委員さんと事務局で実施しております。続きまして整理番号4番ですが、同じく7月 11 日に、現地調査が、下仁多地区で第1ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。最後ですが、整理番号5番、7月 14 日に現地調査が美留和地区で第3ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。次日程5、報告第 53 号、第 43 回北海道農業者年金協議会総会および一般社団法人北海道農業会議第 93 回総会出席報告を簡単に報告いたします。まず最初に6月 14 日午後2時より農業者年金協議会の総会を札幌市で行いました。まず今年は農業者年金の表彰という事で、地域加入者部門、また青年農業者新規加入者部門また、女性新規加入者部門ということで、それぞれ表彰がありました。それにまず 10 位以内に北海道が新規加入者部門では5農業委員会、青年層では6農業委員会、女性新規加入者部門という事で、これも6農業委員会、ということで別海農業委員会さんがそれで1位2位の表彰を受けました。それと今年の事業報告、ならびに収支決算、また事業計画の収支、予算案などをそれぞれ可決、決定されました。それと今年は役員の改選という事で役員の改選がありました。その中で、この後北海道農業会議の総会の中で報告いたしますが、農業会議の会長さんも替わりました。いままで月形町の多田会長がやっていたんですけども、今回道東地区帯広管内の会長さんが会長になりました。中谷会長です。私も引き続き年金協議会の理事という事で2年ではありますが、来年の改選期までの間の務めという事でありました。それと、農業会議 93 回総会でございますが、これもいつも通り、事業報告また収支決算、事業計画、事業予算案ということで議案を成立し、これもまた今申しましたように、役員の改選という事で、社団法人の改選は2年なんですね、農業委員は3年間なんですが、社団法人だから、役員の任期が2年ということで、ちょっとずれる部分もあるんですが、今年改選期という事になりました。先ほど申しました通り、会長は帯広の農業委員会の会長さんの中谷さん、副会長には深川市の菊入会長、壮瞥町の南会長ということで3名がそれぞれ選ばれました。またこれも任期2年という事で務めていただきます。ということで簡単ではございますが、このようなことになりました。以上簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

それでは日程6、報告第 54 号、農地法第 18 条第6項の規定による通知書の提出につ

いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料3ページをお開き願いたいと思います。報告第 54 号、農地法第 18 条第6項の規定による通知書の提出について。下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和4年7月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

整理番号1番から説明いたします。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目は畑および原野。現況地目は畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。。合意解約日は令和4年7月1日、契約期間は平成 30 年5月 25 日から令和5年3月 31 日の契約となっております。

続きまして整理番号2番でございます。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆の計2筆。公簿地目は畑および原野。現況地目は全て畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は整理番号1番と同様、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は令和4年7月1日、契約期間につきましては、整理番号1番と同様の期間となっております。

続きまして整理番号3番です。〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目とも全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートルでございます。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は令和4年7月 15 日、契約期間は平成 30 年 12 月 21 日からの賃貸借契約となっております。これは農地法第3条による契約だったため、終期がありません。そのため記載ありません。

続きまして整理番号4番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目とも全て畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は令和4年7月 14 日、契約期間は平成 30 年4月 27 日からとなっております。この合意解約者についてはこの後、1番2番につきましては、農用地利用調整、3番4番につきましては農地法3条許可申請についてで提案してございます。以上、簡単ではございますが、報告題 54 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。報告第 54 号について、何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議長 異議なしということで、報告第 54 号を報告済みとさせていただきます。次日程7、議案第 98 号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明お願い致します。

事務局 それではご説明させていただきます。総会資料4ページをお開きください。議案第 98 号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和4年7月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は4件の申請があり、申請番号1番から4番まで全て、権利種別は所有権の移転となっております。それでは順を追ってご説明させていただきます。

申請番号1番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆の計2筆。公簿地目は用悪水路及び畑。現況地目は全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇

〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由については、譲渡人は、農地を隣接者へ譲渡する。譲受人は、隣接地の為、譲渡を受ける、となっております。また契約の種類は売買、土地価格は〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図につきましては、6ページをご参照ください。

続きまして申請番号2番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目現況地目ともに全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由については、譲渡人は、農地を隣接者へ譲渡する。譲受人は、隣接地の為、譲渡を受ける、となっております。また契約の種類は贈与となっております。申請地の位置図については、7ページをご参照ください。

続きまして申請番号3番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿地目現況地目ともに全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望の為、譲渡する。譲受人は、主として果菜類栽培に供する畑地を取得し経営を行うため、取得する、となっております。契約の種類は売買、土地価格は〇〇〇〇円となっております。なお本件につきましては、先月総会で同様の申請者にて、〇〇氏所有農地の所有権移転が行われていたところではありますが、この土地については転用の関係等もあって、先月の申請地には含まれていなかったという理由があったんですけど、今回は笹尾氏本人より、年内での所有権移転の希望があったことから、本総会で追加での申請があったものであります。こちらの申請地の位置図については、8ページをご参照ください。

続きまして申請番号4番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目現況地目ともに全て畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望の為、譲渡する。譲受人は、主として果菜類栽培に供する畑地を取得し経営を行うため、取得する、となっております。契約の種類は売買、土地価格は〇〇〇〇万円となっております。この申請地の位置図については、8ページをご参照ください。なお、〇〇〇〇の収支計画、会社登記情報等や定款等につきましては、別添資料に詳しい記載をさせていただいておりますので、ご参照願います。

最後に、農地法第3条調査書につきましては、別添資料のとおりとなっております、いずれも問題なしと判断しております。ここで、申請番号2番につきましては、譲受人である〇〇氏の所有地が、所有権移転を行った後についても1万 3542 平方メートルであり、このことは農地法第3条第2項第5号の許可判断基準であるところの、取得後において耕作の事業に供する農地および採草放牧地の面積の合計が、合計で北海道では2ヘクタールに達しない場合許可をすることが出来ない、という、いわゆる下限面積制限の規定に該当するところではありますが、申請地 107 番1と110 番の間にあります 170 番16の〇〇〇〇氏所有の雑種地が、現況地目においては採草放牧地と判断されており、また一体地と現に耕作の事業に供されている現状を鑑みた結果、農地法施行令第2条第3項に該当すると認められることから、許可をすることができると判断しております。以上、議案第 98 号の説明いたします。ご審議の上ご決定たまりますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。申請番号1番については、5番齋木委員さん、報告をお願いします。

齋 木 委 員 5番齋木です。申請番号1についての、現地調査を7月 14 日に上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。本申請は、弟子屈町所有地で、一部〇〇氏の農地と重なっており、以前より畑地として活用されていたため購入することとなりました。

申請地は適切に管理されており、問題ないと判断いたしました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、ありがとうございました。次に、申請番号2番については、4番江上さん、よろしくお願いします。

江上委員 4番、江上です。申請番号2についての、現地調査を7月 11 日に塩沢会長、元山委員、私と事務局で実施しております。鈴木委員は所用のため欠席しております。申請地は平成 30 年より農地法3条により、〇〇氏所有地を〇〇氏が農地を管理活用することで賃貸借をしておりましたが、期間が経過したことにより所有権移転の申請があったものです。申請地は適切に管理されており、問題ないと判断いたしました。以上簡単ではございますが、農地調査の報告といたします。

議長 はい、ありがとうございました。申請番号3番については、1番吉田委員さん、よろしくお願いします。

吉田委員 1番、吉田です。申請番号3についての、現地調査を7月 14 日に上西委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。この申請は先月同様、〇〇さん所有農地を、〇〇〇〇氏が取得するものであります。今回申請地は、事業予定地でありその際に所有権移転する計画がありますが、事業実施前まで農地として活用することで双方の同意もあり、農地として活用することから所有権移転することとなっております、当該地は管理されており問題はないとしております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。次、申請番号4番については、11 番上西委員さん、よろしくお願いします。

上西委員 11 番、上西です。申請番号3についての、現地調査を7月 14 日に齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。この申請は〇〇さん所有農地を、〇〇〇〇氏が取得するものであります。こちらは山ぶどう栽培を行い、醸造所を建築しワイン事業などを展開する予定としております。農地については、今までもぶどう栽培として管理しており問題はなしとしております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。現地委員さんの報告が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番3番4番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

元山委員 よろしいですか。2番元山です。申請番号4番の〇〇〇〇の概略をもう少し教えていただきたいと思うんですけど、この事業計画の中に、令和5年、来年度において、いわゆるワイナリーの設置というふうになっております。そして令和8年。差し支えなかったら、どの辺に作る予定になっているんでしょう。お答えいただきたいと思います。

事務局 この事業計画、〇〇〇〇さんなんですが、〇〇〇〇さんの会社になってます。なので、収支決算書の内訳ですが、肝心かなめの醸造所に関しては〇〇地区になります。〇〇〇〇さんのところのD型ハウス内で建てるということになってます。ただ会社の所在地は〇〇〇〇の、まあこれはご存じかと思うんですが、そちらの方を拠点としておりますが、醸造所はこちらの方で建設する予定ということでお話を受けております。やっぱり赤字はどうしても避けられないという事で、令和8年から黒字転換するというような事業計画となっております。以上でございます。

元山委員 もう一点だけ。3ページですね、定款のいわゆる目的あたりの、私が懸念していた6番、農業経営宿泊施設ですね、ワイナリーの近くにペンション建てるだとか、規模は別にして、そういう宿泊施設の、将来的な展望があるという話を聞いておりますが、今言われた〇〇〇〇さんの〇〇地区の、あそこの、要は施設の将来的な確保ができるのか。それとも別件でまたこういう案件が出てくるのか、その辺だけ本人がこの会社の意向と言う形で確認させていただきたいと思います。以上でございます。

事務局 そうですね、飲食店等の施設に関しては屈斜路地区では検討はしてございません。さっき言った通り〇〇〇〇さんの横のD型ハウスが、この会社の趣旨としては、この会社自体が店を構えると言った希望はないです。どちらかというと、そこに入れるためのワインを醸造することに一元化、一本化を図っているところが強い、それが目的のための会社法人の設立となりますので、この会社が農地を転用とかかけてですね、醸造所のほかにレストランを建てるですとか、計画はない法人、という事で聞いています。もしそういう話になればですね、農用地のくくりもありますので、なかなかハードルは高いのかなと思っています。一応〇〇の、〇〇〇〇さんの土地の近辺の土地もないので、〇〇地区での、事業の展開はない、ということでお話は聞いてございます。

元山委員 はい結構です。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。その他ございますか。よろしいですか。

各委員 異議なし。

議長 それでは異議なし、ということで議案第 98 号を決定させていただきます。次日程8、議案第 99 号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 99 号の説明をさせていただきます。総会資料の 10 ページをお開き願います。議案第 99 号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による、農地等の転用の為の権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和4年7月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は申請が2件ありますのでご説明いたします。

まず申請番号1番。こちらは一時転用の申請です。権利の種類は使用貸借。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇の計2筆。公簿地目は畑および雑種地。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。事業主体借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。用途は砂利採取のための一時転用。所

要面積については、〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業費については、合計〇〇〇〇円。全額自己資金でまかなうこととなっております。図面につきましては13ページ。14から15ページにかけては求積図。16ページに平面図、17から19ページにかけて横断図。20ページに跡地復元計画図を添付しておりますのでご参照ください。意見書については11ページに記載をしております。こちらの意見書の記載につきましては、事業計画転用目的は砂利採取。工事計画につきましては、着工は許可日から令和5年8月31日までの一時転用。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請地は、草地として使われており、砂利採取後の計画において農地利用に支障のないこと。また工事等に必要な砂利資源を確保する必要がある、一時転用はやむを得ないものと思われる。また他法令、砂利採取法、による申請についても併せて行っており、問題なしとさせていただきます。資力および信用も問題なしとさせていただきます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。

続きまして申請番号2番、こちらは永久転用の申請となっております。権利の種類は使用貸借。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇〇の計2筆。公簿地目は牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。事業主体借主は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。従業員住宅設置のための永久転用。所要面積については、〇〇〇〇平方メートルとなっております。事業費については、合計で〇〇〇〇円。全額借入金でまかなうこととなっております。図面につきましては21ページをご参照ください。意見書については12ページに記載してございます。こちらの意見書の記載につきましては、事業計画転用目的は従業員住宅設置のため。工事計画につきましては、着工は許可日から令和4年12月31日までの永久転用。農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、当申請は、当地で酪農業を営んでいる営農者が、従業員が生活するための住宅を建設するものである。隣接地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、に所有者住宅並びに営農者住宅があり、従業員の管理上での必要性もあり、また当該新築住宅は必要最小限の面積であることから、転用はやむを得ないものと思われる。としていただきます。資力および信用も問題なしとさせていただきます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者の同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。以上簡単ではございますが、議案第99号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番については、8番小林委員さん、よろしくお願いいたします。

小 林 委 員 8番小林です。申請番号1番の現地調査は、7月11日、新木委員、岡林委員、私と事務局で実施しております。八幡委員は所用のため欠席しております。本申請は、昨年に引き続き〇〇さん所有農地で〇〇〇〇が砂利採取を行うための一時転用です。砂利採取計画が1年ごとの申請のため、昨年と同地番での申請があったものです。今後の申請においては全体的な砂利採取計画により許可をいたしまして、併せて農地復元についても、図面でも示されているとおり適切に実施するような計画でありますので、問題ないと判断いたしました。以上現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次、申請番号2番については、6番新木委員さん、よろしくお願いいたします。

新 木 委 員　　6番新木です。申請番号2番の現地調査は、7月 11 日に小林委員、岡林委員、私と事務局で実施しております。八幡委員は所用のため欠席しております。本申請は、〇〇〇〇氏が従業員住宅を設置するという申請です。自宅周辺であり、従業員も農作業従事しやすい箇所での設置であること、農振上も除外されていることから、問題なしと判断しております。現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番について、何かご質問はございませんか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしという事で、議案第 99 号を決定させていただきます。次、日程9、議案第100号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局　それでは総会資料 24 ページをお開き願います。議案第 100 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 7 月 27 日提出、弟子屈町農業委員会会長。今回総会に提案されております申請につきましては、所有権移転 1 件。継続案件の利用権の設定が 1 件となっております。整理番号 1 番につきましては、先月開催の第 24 回総会の議案第 91 号にて議決いただき、北海道農業公社との買入協議おこなった案件です。整理番号 2 番につきましては契約期間満了に伴う契約の更新となっております。

整理番号1番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか4筆。公簿現況地目はともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、25 ページをご覧ください。

整理番号2番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目ともに畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和4年7月27日から令和6年3月31日まで。期間は1年8ヶ月間。図面につきましては、26 ページをご覧ください。

別紙資料の一番最後のページ 16 ページには、農業経営基盤強化促進法による第 18 条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますので、ご参照ください。以上、雑駁な説明ではありますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告でございますが、ただいま報告ありました通り、整理番号1番、整理番号2番については継続でございますので省略いたします。それでは質疑を受けたいと思います。整理番号1番2番について、何かご質問ございませんか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、ということで、議案第100 号を議決させていただきます。それでは日程 10、議案第101 号、農用地等の利用調整申出について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは総会資料の 27 ページをお開き願います。議案第101 号、農用地等の利用調整申出について。農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。令和4年7月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回の利用調整につきまして2 件の申請がありました。2件とも一体地となっている農地ですので、一括で説明させていただきます。

まず整理番号1番でございます。所在は〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。地目は公簿現況地目ともに畑。合計面積は〇〇〇〇平方メートルでございます。申出人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。希望価格につきましては、〇〇〇〇円となっております。

続きまして整理番号2でございます。所在が〇〇〇〇〇〇〇〇および〇〇〇〇の2筆でございます。公簿現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇平方メートルです。申出人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。希望価格につきましては、〇〇〇〇円ということで、整理番号1番と同額、となっております。面積もほぼ同様の面積となっておりますので、同額の価格となっております。

調整候補者名につきましては、〇〇地区一円および申出地利用者として頂いております。名前を読み上げます。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇、〇〇〇〇、公益財団法人北海道農業公社、〇個人〇法人となっております。申出書につきましては 28、29 ページを、図面につきましては、30 ページをご参照願いたいと思います。以上簡単ではありますが議案第101 号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号1番2番、一括で2番元山委員さんお願いいたします。

元 山 委 員 2番元山です。整理番号1番2番について、一括して報告いたします。現地調査を、7 月 11 日に塩沢会長、江上委員、私と事務局で実施しております。鈴木委員は所用のため欠席しております。申請農地は、〇〇〇〇氏ならびに〇〇〇〇氏の所有農地です。所有者は別々ですが、一体化した農地となっております。両者とも農地処分の意向があり、今回一括の利用調整の申し出となっております。農地については、今まで〇〇〇〇氏が管理しており、問題なしと判断しております。また候補者については、〇〇地区一円ならびに申請地利用者としております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それではここで調整候補者の指名という事で、〇〇地区一円および申出地利用者ということで5個人3法人でよろしいですか。

〇 〇 委 員 はい。

議 長 はい、〇〇委員さん。

〇 〇 委 員 私、調整候補者から辞退させていただきます。

議 長 〇〇委員さんが調整候補者から辞退するということで、〇個人〇法人としてよろしいでしょうか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、調整候補者は、〇個人〇法人といたします。次、調整委員の指名については、局長よりお願いいたします。

事 務 局 整理番号1番ならびに2番の調整委員の任命につきましては、第1ブロックの委員、塩沢会長、元山委員、鈴木委員、江上委員の4名でお願いします。

議 長 調整委員の指名については、第1ブロックの農業委員さんということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、よろしくをお願いいたします。それでは、議案第101号を決定させていただきます。次日程11、議案第102号、現況証明願いについて。事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料31ページをご参照ください。議案第102号、現況証明願いについて。農地法関係事務処理要領に基づき、願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。令和4年7月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は3件の申請がありましたのでご説明させていただきます。申請番号1番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル、判定地目は3筆とも、農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者・願出人ともに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。図面につきましては、32ページをご参照ください。

申請番号2番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル、判定地目は3筆とも、農地採草放牧地となっております。利用状況は未利用地となっております。所有者・願出人ともに〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。図面につきましては、33ページをご参照ください。

申請番号3番、所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿地目は畑、面積は合計で〇〇〇〇平方メートル、判定地目は3筆とも、農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人ともに〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。図面につきましては、34ページをご参照ください。以上簡単ではございますが、議案第102号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いします。申請番号1番、2番については、一括で9番渡邊委員さんよろしく願います。

渡 邊 委 員 9番渡邊です。申請番号1番及び2番の現地調査を、7月 14 日に上西委員、齋木委員、吉田委員、私と事務局で実施しております。〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏所有地ともに確認したところ、山林原野状態であることを確認し畑としての利用が困難な土地であるため問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次に申請番号3番については8番、小林委員さんよろしくお願いします。

小 林 委 員 8番、小林です。申請番号3番の現地調査を、7月 11 日に新木委員、岡林委員、私と事務局で実施しております。八幡委員は所用のため欠席しております。〇〇〇〇氏の所有地については周辺が住宅地であって住民が住んでおり、また面積、形状等から農地としての活用が難しく、また活用するような営農者もなかなか見つからない、ということでございましたので問題なしと判断しております。以上現地調査の報告いたします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。申請番号1、番2番、3番について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 102 号を決定とさせていただきます。それではその他、皆さんの方からなにかございますか。よろしいですか。なければ事務局の方から願います。ないですか。それでは本日、日程1から日程12まで議決させていただきました。これにて第25回弟子屈町農業委員会総会を終了させていただきます。

午前 10 時 45 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 齋木 弥

議事録署名委員 新木 栄